

1 1級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

知的財産管理の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する専門的な知識の程度）を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 管理	
1-1 リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 係争対応 (2) 他社権利クリアランス
2 創造（調達）	
2-1 契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 委託・共同研究契約 (2) 関連契約
3 活用	
3-1 契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 実施・利用許諾契約 (2) 権利譲渡契約 (3) 関連契約
3-2 エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 侵害の判定 (2) 侵害警告 (3) 侵害訴訟 (4) 模倣品・海賊版排除
3-3 資金調達	権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 証券化 (2) 信託 (3) 資金調達（証券化、信託を除く）
3-4 価値評価	権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 定量評価（価格算出を含む） (2) 定性評価 (3) 権利の税務上の取り扱い
4 関係法規	次に掲げる関係法規（判例を含む）に関し、知的財産に関連する事項について専門的な知識を有すること。 (1) 民法（総則、担保権、債権） (2) 民事訴訟法 (3) 不正競争防止法 (4) 独占禁止法・下請法・不当景品類及び不当表示防止法 (5) 関税法 (6) TRIPS協定 (7) 憲法 (8) 刑法

5 前各号に掲げる科目のほか次に掲げる科目 ロ コンテンツ専門業務 A 戦略 A-1 コンテンツ開発戦略 B 創造（調達） B-1 コンテンツ創造支援 C 保護（競争力のデザイン） C-1 コンテンツ保護 D コンテンツ関係法規	(9) 商法・会社法 (10) 民事執行法 (11) 民事保全法 (12) 所得税法 (13) 法人税法 コンテンツ開発戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) コンテンツ企画（プロモーション、実施体制） (2) コンテンツ活用 (3) コーポレートガバナンス・コード コンテンツ創造支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 権利処理が必要なコンテンツの抽出・判別 (2) 権利者の確定（裁定制度を含む） コンテンツ保護に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 文化庁への申請 (2) 著作権等管理事業者への申請 (3) 諸外国への申請 コンテンツ関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 著作権法 (2) 著作権等管理事業法 (3) 情報流通プラットフォーム対処法 (4) ベルヌ条約 (5) 万国著作権条約 (6) WIPO 著作権条約 (7) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等）の著作権関係法規 (8) 商標法 (9) 意匠法 (10) 電子商取引等に関する準則 (11) 金融商品取引法 (12) 個人情報保護に関する法律 (13) 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律 (14) 映画の盗撮の防止に関する法律 (15) WIPO 実演・レコード条約 (16) 視聴覚的実演に関する北京条約 (17) 特許法 (18) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (19) 消費者契約法 (20) プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律 (21) 有限責任事業組合契約に関する法律 (22) 復興財源確保法 (23) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
---	--